

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000252 南相馬市立小高病院改修工事実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市小高区東町3丁目 地内
	種類	委託業務
	概要	建築設計 南相馬市立小高病院改修工事 鉄筋コンクリート造平屋建て A = 495.99㎡
相手方	名称	株式会社 永山建築設計事務所
	代表者	代表取締役 平子 恵俊
	所在地	いわき市内郷御台鏡町鶴巻75-7
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、災害により被災した小高病院復旧のための設計業務である。</p> <p>本施設については平成26年4月開業を目標としていることや、建築基準法に基づく用途変更申請が必要であることから、これまで震災被害調査、外構工事実施設計等を行い、建物の機能及び構造を熟知して、本件業務委託を迅速かつ確実に設計可能な上記業者と随意契約をするもの。</p>	
工事等担当課名 { 総合病院事務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 2 5 5 工業用水道電気計装機器保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛来字大沢 地内外
	種類	業務委託
	概要	電気計装機器の保守点検業務委託
相手方	名称	株式会社東芝 東北支社
	代表者	支社長 茂野 誠
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番29号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>点検対象機器はすべて当該業者の製品であり、点検にはメーカー独自の技術力が必要であることから、当該業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 2 7 2 南相馬市立小高病院改修工事
	履行場所	南相馬市小高区東町3丁目 地内
	種類	委託業務
	概要	南相馬市立小高病院 改修工事 鉄筋コンクリート造平屋建て 建築面積 495.99㎡
相手方	名称	株式会社 永山建築設計事務所
	代表者	代表取締役 平子 恵俊
	所在地	いわき市内郷御台鏡町鶴巻75-7
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、南相馬市立小高病院改修工事に伴う工事監理業務である。工事監理業務においては、対象施設の設計業者が設計内容を熟知しており、より効率的な工事監理を行うことが出来ることから、当該施設の改修工事に係る上記設計業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 総合病院事務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000281 農村地域復興再生基盤総合整備(深野北地区)調査設計業務委託
	履行場所	原町区深野地内
	種類	業務委託
	概要	農村地域復興再生基盤総合整備事業「深野北地区」の事業申請に向けて、調査設計を行うものである。
相手方	名称	福島県土地改良事業団体連合会
	代表者	車田次夫
	所在地	福島市南中央三丁目 36 番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>本委託業務は、農村地域復興再生基盤総合整備事業「深野北地区」の事業申請に向けて、調査設計を行うものである。</p> <p>対象地区は東日本大震災及び原子力災害からの復興再生に向けた農業生産基盤整備として、平成27年度事業採択を希望している。本業務は事業申請のための調査設計業務であり、次年度に予定する事業計画書作成及び事業申請手続きに遅滞が生じることのないよう業務を遂行しなければならない。よって限られた委託期間の中で、広大な農地の調査、設計業務を迅速かつ適切に遂行できるのは福島県土地改良事業団体連合会に限られることから、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 農林水産課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 2 8 2 農村地域復興再生基盤総合整備 (馬場西地区) 調査設計業務委託
	履行場所	原町区馬場字沢田地内外
	種類	業務委託
	概要	農村地域復興再生基盤総合整備事業「馬場西地区」の事業申請に向けて、調査設計を行うものである。
相手方	名称	福島県土地改良事業団体連合会
	代表者	車田次夫
	所在地	福島市南中央三丁目 36 番地
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>本委託業務は、農村地域復興再生基盤総合整備事業「馬場西地区」の事業申請に向けて、調査設計を行うものである。</p> <p>対象地区は東日本大震災及び原子力災害からの復興再生に向けた農業生産基盤整備として、平成 27 年度事業採択を希望している。本業務は事業申請のための調査設計業務であり、次年度に予定する事業計画書作成及び事業申請手続きに遅滞が生じることのないよう業務を遂行しなければならない。よって限られた委託期間の中で、広大な農地の調査、設計業務を迅速かつ適切に遂行できるのは福島県土地改良事業団体連合会に限られることから、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 農林水産課 }		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。